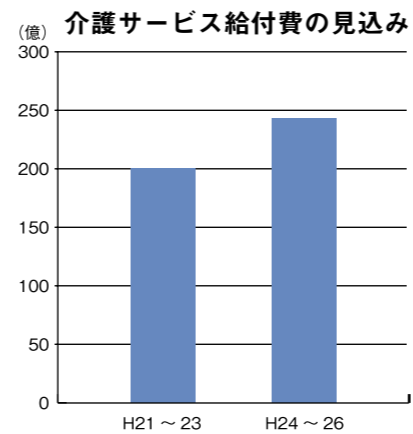
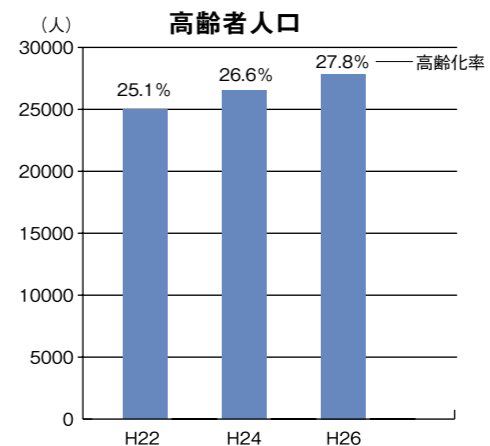
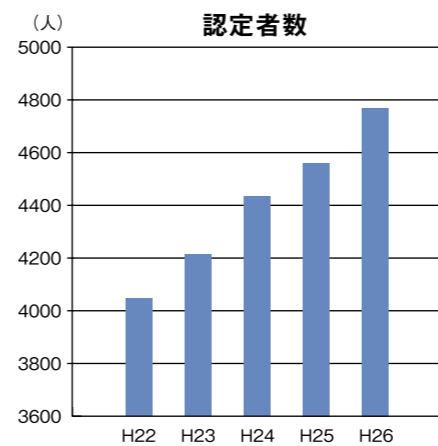


65歳以上の人の介護保険料の見直し

介護保険料は、どのような介護サービスがどれくらい必要になるかを予測して3年ごとに見直されます。第5期介護保険事業計画では、平成24年度から平成26年度の介護サービスの給付費を見込み、保険料の基準額を算出し、所得段階区分と年額の見直しを行いました。

見直しの背景

■高齢化の進展 4年で約3%増
市の高齢者人口と高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、平成22年10月時点で2万4,957人（25・1%）でした。今後の見込みは、本年度は2万6,510人（26・6%）、平成26年度は2万7,848人（27・8%）となり、増加（上昇）が予想されます。また、要介護（支援）認定者数も平成23年度の4,213人から、本年度は4,434人、平成26年度は4,769人となり増加が予想されます。



■増加する介護サービス給付費
3年間で約21%増の見込み
高齢者の人口や、要介護者の増加予想をふまえて、平成24年度から26年度の介護サービスの利用見込みを算定すると、介護サービス給付費の3年間の総額は約243億2千万円となり、平成21年度から23年度までの3年間と比較すると約21%の増加が見込まれます。

見直し 2 保険料は8段階から12段階に改定

65歳以上の人の保険料は、市で必要な介護サービスの総費用額の21%を、65歳以上の人数で割った額が基準額として算定され、所得状況に応じて所得段階に分け、それぞれ基準額に標準割合を乗じた額（保険料率）で設定します。より所得に見合った保険料にするため、所得段階区分を8段階から12段階に細分化し、所得が低い人の負担に配慮しました。また、第3段階、第4段階に負担能力に応じた保険料の軽減措置を、第7段階は基準所得金額が200万円から190万円に変更になったことによる保険料の段階的対応としての経過措置をそれぞれ行っています。

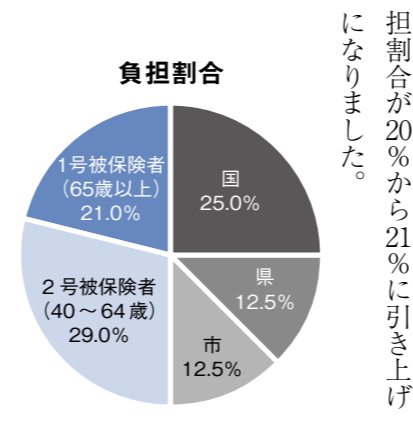
介護保険制度は、介護が必要になった人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、要介護者とその家族を社会全体で支えてゆく制度です。一人ひとりの保険料は、介護保険を運営する上で大切な財源です。

■高齢者介護課介護保険係
☎1636 810703

$$\text{基準額 (年額) } 62,040 \text{ 円} = \text{安曇野市に必要な介護サービスの総費用額の } 21\% \div \text{安曇野市に住む65歳以上の人数}$$

$$\text{保険料 (年額)} = \text{基準額} \times \text{割合}$$

所得段階	対象者	保険料
第1段階 基準額×0.50	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	31,020円
第2段階 基準額×0.50	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	31,020円
第3段階 (軽減措置) 基準額×0.65	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	40,330円
第3段階 基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	46,530円
第4段階 (軽減措置) 基準額×0.90	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	55,840円
第4段階 基準額	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、上記以外の人	62,040円
第5段階 基準額×1.15	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の人	71,350円
第6段階 基準額×1.25	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	77,550円
第7段階 (経過措置) 基準額×1.37	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の人	85,000円
第8段階 基準額×1.50	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	93,060円
第9段階 基準額×1.60	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	99,260円
第10段階 基準額×1.75	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	108,570円
第11段階 基準額×1.85	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	114,770円
第12段階 基準額×1.95	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が600万円以上の人	120,980円



見直し 1 65歳以上の人の負担割合は21%
介護保険に係る費用のうち、50%を被保険者が負担する保険料で、残り50%を国・県・市が負担する公費で賄われています。この度の改定で、被保険者の負担割合のうち、65歳以上の人の負担割合が20%から21%に引き上げられました。

